現行約款

I 総則

1. 適用

当社が高圧需要および特別高圧需要に応じて、所轄の一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます。)の託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)に定める託送供給により、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)によります。

2. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上をいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 負荷設備

電気を使用する設備をいいます。

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 供給地点特定番号

送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10)契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、工事費負担金等および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(12)再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13)供給条件の説明

電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件の説明をいいます。

(14)需給契約

お客さまと当社との間で締結する電気の需給に関する契約をいいます。

新 約 款(案)

I 総則

1. 適用

当社が高圧需要および特別高圧需要に応じて、所轄の一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます。)の託送供給等約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める託送供給により、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)によります。

2. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2)特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上をいいます。

(3)電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 負荷設備

電気を使用する設備をいいます。

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 供給地点特定番号

送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、工事費負担金等および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) 供給条件の説明

電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件の説明をいいます。

(14) 需給契約

お客さまと当社との間で締結する電気の需給に関する契約をいいます。

(15)契約締結前の書面交付

電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(16)契約締結後の書面交付

電気事業法第2条の14に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17)貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(18)平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(19)送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(20) 託送約款

送配電事業者が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます)。

(21)販売代理店等

当社と業務委託契約を締結し、需給契約の媒介及び取次を行う業者をいいます。

3. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、<u>1キロワット(kW)</u>とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、電気の使用があり、かつ 6.(需給契約の申込み)(1)口を適用した場合に算定された値が <u>0.5kW</u> 未満となるときは、契約電力を 1kW といたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4. 実施細目等

- (1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) この需給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合この需給約款に定める供給条件は、変更後のこの需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際にはお客さまにお知らせするものとします。

5. この需給約款の変更

(1) 託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後のこの需

(15) 契約締結前の書面交付

電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(16) 契約締結後の書面交付

電気事業法第2条の14に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(18) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(19) 送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(20) 託送約款等

送配電事業者が電気事業法第18条に従い定める託送供給等約款およびその他の供給条件等をいいます。

(21) 販売代理店等

当社と業務委託契約を締結し、需給契約の媒介及び取次を行う業者をいいます。

(22) 付帯サービス

当社もしくは当社が提携または委託する会社により、ご提供させていただく各種サービスをいい、詳細については、 当社のホームページ等に掲載その他の方法によりご案内するものをいいます。また、当社が提携または委託する会 社によるサービス提供の場合の提供条件は、当社もしくは当該提携または委託会社が定めるものとします。

3. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、電気の使用があり、かつ6.(需給契約の申込み)(1)口を適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4. 実施細目等

この需給約款の実施上必要な細目事項および定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

5. 需給約款の変更

(1) 託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の需給約款によります。また、変更後の需給約款は、当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方

給約款によります。また、変更後のこの需給約款は、当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

- (2) この需給約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面の交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月 日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の 実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明 を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後 の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

Ⅱ 需給契約の申込み

6. 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの<u>需給約款を承認</u>のうえ、次の事項を明らかに して申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、年間使用予定量、 発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間

また、契約電力は、次によって定めます。

- イ 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合
- (イ) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ロ 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、新たに電気の供給を受ける場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。

なお、イによって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「協議制のお客さま」、ロによって契約電力を決定 するお客さまについては、以下、「実量制のお客さま」といいます。

- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、口によって定めます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまた は保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動 等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

法によりお知らせいたします。

- (2) この需給約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面の交付および契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の 実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明 を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後 の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

Ⅱ 需給契約の申込み

6. 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款、託送約款等を承認のうえ、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、<mark>年間予定使用電力量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間</mark>

また、契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合

- (イ) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ロ 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、新たに電気の供給を受ける場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。

なお、イによって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「協議制のお客さま」、ロによって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「実量制のお客さま」といいます。

- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまた は保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動 等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 需給契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、送配電事業者の供給設備を使用いたします。

それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送約款における需要者にかかわる事項および系統連携技術要件を遵守し、電力会社からの給電指令に従っていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから電力供給の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ契約期間は電気需給契約書の契約期間によります。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9. 需要場所

(1) 当社は、1 構内または1 建物を1 需要場所といたします。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

10. 需給契約の単位

当社は1需要場所について、1需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約申込み内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2) <u>お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、供給</u>開始がなされるまで基本料金の50%相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責となる理由により、お客さまとの協議によって定めた供給開始日を延期する場合、当社は実際の供給開始日までの期間、お客さまが送配電事業者より供給された電力に対して支払った金額と当社との契約における金額との差額を負担いたします。
- (4) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

特別の事情がない限り、当社もしくは送配電事業者は1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

. 需給契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、送配電事業者の供給設備を使用いたします。

それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送約款等における需要者にかかわる事項および系統連携技術要件を遵守し、送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまから電力供給の申込みがなされ、かつ当社およびお客さまが 13. (電気需給契約書の作成) の電気需給契約書に調印を行った日に成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は電気需給契約書の契約期間によります。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10. 需給契約の単位

当社は、自家発補給電力、予備電力とあわせて契約する場合を除き、1需要場所について、1需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約申込み内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

特別の事情がない限り、当社もしくは送配電事業者は1需要場所につき1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13. 電気需給契約書の作成

需給契約に定めるべき必要な事項について書面化して、お客さまとの電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金

14. 料金

(1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金および自家発補給料金および別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。

イ 基本料金

基本料金は1月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の契約電力により算定されます。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

口従量料金

従量料金は、電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価 が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の電力量により算定します。

ハ予備電力

常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

(イ) 予備線料金

- a 受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合と いたします。
- b 予備線を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給 契約書に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとしま す。

(口) 予備電源料金

- a 受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時 供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備電源を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。

二 自家発補給料金

お客さまの責によりお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

- (イ) 契約電力は当社との協議によって定めます。
- (ロ) 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。
- (ハ) 基本料金は電気需給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。
 - a 使用日の前営業日の午前8時までに当社へ使用の通告を行った場合、電気需給契約書に定められた定期検

13. 電気需給契約書の作成

需給契約に定めるべき必要な事項について書面化して、お客さまとの電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金

14. 料金

(1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金および別表 2(再生可能 エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める 料金表により算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたもの とし、支払期日までにお支払いいただきます。

イ 基本料金

基本料金は1月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の契約電力により算定されます。なお、まった く電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

口 従量料金

従量料金は、電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価 が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の電力量により算定します。

ハ 予備電力

常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を 受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

(イ) 予備線料金

- a 受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備線を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。

(口) 予備雷源料金

- a 受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備電源を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給 契約書に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとしま す。

二 自家発補給料金

お客さまの責めによりお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

- (イ) 契約電力は当社との協議によって定めます。
- (ロ) 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。
- (ハ) 基本料金は電気需給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の 供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたし ます。
 - a 使用日の前営業日の午前8時までに当社へ使用の通告を行った場合、電気需給契約書に定められた定期検査 時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

- 査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。
- b a以外の場合、電気需給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。
- (二) 電気需給契約書で定める契約電力(以下「主契約電力」といいます。)と自家発補給電力を同一計量する場合は以下のとおりとします。
- a 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、(ロ)にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
- b 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。
- i)自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその1月の 最大需要電力とみなします。
- ii)自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比であん分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。
- c 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- i) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力
- ii) 自家発補給電力の使用の前3月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力
- iii) 自家発補給電力の使用の前3日間における主契約電力の各時間帯別の平均電力
- d 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。
- e 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力は自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものといたします。
- (2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント 割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

- b a以外の場合、電気需給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。
- (二) 電気需給契約書で定める契約電力(以下「主契約電力」といいます。)と自家発補給電力を同一計量する場合は 以下のとおりとします。
 - a 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、(ロ)にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
 - b 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときの自家発補給電力 の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。
 - i)自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
 - ii)自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比であん分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。
 - c 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量 された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。 基準の電力は、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補 給電力の使用のつど変更することはできません。
 - d 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。
 - e 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力は自家発補給電力の使用時間 を乗じて得た値をこえないものといたします。
- (2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{10}{110}$

延滞利息は、原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(3) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント 割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

IV 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間を、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、(5)の場合を除き、送配電事業者が設置した記録型計量器により30分単位で計量いたします。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、この需給約款に定める検針日に送配電事業者が設置した記録型計量器による30分最大需要電力計の読みによります。
- (3) 力率の算定は、送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

18. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (4) (1)イの場合の従量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の従量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間の区分に応じて算定いたします。

19. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、原則として計量日といたします。ただし、17<u>(使用電力量の計量)(5)</u>の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
 - なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量 値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイから二の場合を除き原則として、下記のとおりとなります。計量日が「1 日」の場合は支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。分散検針かつ計量日が「2 日」の場合は支払義務発生日の翌月 10 日といたします。分散検針かつ計量日が「2 日以外」の場合は支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、分散検針の支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞ

IV 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までといたします。ただし、電気の供給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までといたします。

17. 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値とします。
- (2) 当社は、各月ごとに、検針の結果を送配電事業者から受領した後、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さま、送配電事業者および当社との協議によって定めます。

18. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (4) (1)イの場合の従量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の従量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間の区分に応じて算定いたします。

19. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、原則として計量日といたします。ただし、17(使用電力量等の算定)(3) の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
 - なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量 値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイから二の場合を除き原則として、下記のとおりとなります。計量日が「1 日」の場合は支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。分散検針かつ計量日が「2 日」の場合は支払義務発生日の翌月 10 日といたします。分散検針かつ計量日が「2 日以外」の場合は支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、分散検針の支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その前の営業日といたします。

- れ、その前の営業日といたします。
- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた 場合
- ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
- ハお客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イから二までに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (2)イから二までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金を除きます。)については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- ロ (2)イから二までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2)イから二までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

20. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

21. 保証金

- (1) 当社は、供給の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、需給契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について、年 0.05 パーセントの単利の利息を付します。なお円未満の端数は切り捨て、利子を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当する日の前日までの期間とします。ただし当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合はその期間は利息を付す期間から除きます。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 契約超過金

(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。

- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた 場合
- ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立 を行った場合
- ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- ニ お客さまが公和公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イから二までに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (2)イから二までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金を除きます。)については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- ロ (2)イから二までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2)イから二までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

20. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

21. 保証金

- (1) 当社は、供給の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、需給契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 契約超過金

(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

24. 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

25. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまにあらかじめ通知のうえ当社または送配電事業者の係員が需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

26. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を新たに送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、当社は、送配電事業者の定める発電設備系統連係サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料を申し受けます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

27. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

(項目削除)

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約等の遂行のため、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまにあらかじめ通知のうえ当社の係員が需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所への立ち入りおよび業務の実施を承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、身分証明書等を提示いたします。

25. 電気の使用に伴うお客さまの協力

電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

(項目削除)

電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 25(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否 された場合
- ニ 26(電気の使用に伴うお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合
- ホ その他お客さまがこの需給約款に反した場合
- (4) 当社がお客さまに 22 (適正契約の保持)に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。

28. 供給停止の解除

27(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実 にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を 送配電事業者に依頼し、再開いたします。

29. 供給停止期間中の料金

27(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50%相当額を18(料金の算定)(4)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

30. 違約金

- (1) お客さまが27(供給の停止)(3)口に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、37(需給契約の廃止)(1)イおよび口に定められた期日以後になされた場合については、違約金として解約月の基本料金単価×契約電力の 1.5 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。
- (5) お客さまからのお申し出による解約が、需給開始日、契約電力増加日(協議制に限る)、実量制から協議制への移行 日または新たな料金単価の適用開始日(43.(料金単価の変更)による場合は除く)から 1 年未満の期間内となる場合、 解約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を 3 倍したものといたします。なお、設備撤去に伴うお客さまからの お申し出による場合について、解約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を 1.5 倍したものといたします。

31. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 非常変災の場合
- ハ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむ をえない場合は、この限りではありません。

(項目削除)

26. 供給停止期間中の料金

託送約款等に定めるところにより、送配電事業者が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50パーセント相当額を18(料金の算定)(3)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

27. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、33(需給契約の廃止)(1)イおよび口に定められた期日以後になされた場合については、違約金として解約月の基本料金単価×契約電力の1.5倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。
- (5) お客さまからのお申し出による解約が、需給開始日、契約電力増加日(協議制に限る)、実量制から協議制への移行 日または新たな料金単価の適用開始日(39.(料金単価の変更)による場合は除く)から1年未満の期間内となる場合、解 約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を3倍したものといたします。なお、設備撤去に伴うお客さまからのお 申し出による場合については、解約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を1.5倍したものといたします。

(項目削除)

32. 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、31(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、その月の電気料金または翌月の電気料金にて、次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 協議制のお客さま

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、18(料金の算定)(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(口) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

 $H'=H\times (D-d)/D$

H' =修正時間(10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H =制限時間

D =契約電力

d =制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

 $H'=H\times (A-B)/A$

H' =修正時間

H =制限時間

- A =制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等に基づき算定される推定使用電力量といたします。)
- B =制限時間中の使用電力量
- c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

ロ 実量制のお客さま

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、18(料金の算定)(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(口) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4 パーセントといたします。

- (ハ)制限または中止延べ日数の計算延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1 日として計算いたします。
- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当 社がお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場 合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

28. 制限または中止の料金割引

託送約款等に定めるところにより、送配電事業者が、電気の使用を制限し、または中止した場合で、当社が託送約款等に定める料金等の割引を受けたときは、その月の電気料金または翌月の電気料金にて、その月の力率割引または割増し後の基本料金に当該割引率を乗じた金額を割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

33. 損害賠償の免責

- (1) 当社は 11(供給の開始)(3)にしたがって、お客さまに対し差額の負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日 に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし送配電事業者の責めに よる場合は、当社の賠償金額は送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) <u>31(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、</u>当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし当社および送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りでありません。なお、送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (3) お客さまが 6(需給契約の申込み)(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 27(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または 40(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需 給契約が消滅した場合、47(契約の解除)によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

34. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社の判断に従ってその設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価格と取替工費との合計額

VI 需給契約の変更および終了

35. 需給契約の変更

需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとします。

36. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

37. 需給契約の廃止

- (1) 需給契約の廃止については、次のとおりといたします。
- イ お客さまが契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、満了日の3ヶ月前までに<u>弊社所定</u>の 書面にて申し出ていただきます。
- ロ お客さまが契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合(中途解約)は、廃止希望日の 3 ヶ月前までに申し出ていただきます。
- ハ 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合(中途解約)は、廃止希望日の 3 ヶ月前までに

29. 損害賠償の免責

- (1) 当社はあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合は、当社の責めによる場合を除き、お客さまの受けた損害を賠償する責任を負いません。なお、送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、送配電事業者が電気の使用を制限し、もしくは中止した場合は、当社および送配電事業者の責めによる場合を除き、お客さまの受けた損害を賠償する責任を負いません。なお、送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (3) 36(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合、43(契約の解除)によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めによる場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、提供する付帯サービスについて、当社の責めによる場合を除き、付帯サービスの利用により発生したお客さまの損害、および付帯サービスを利用できなかったことにより発生したお客さまの損害を賠償する責任を負いません。
- (6) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害 について賠償の責めを負いません。

30. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社はその賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

VI 需給契約の変更および終了

31. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当社が必要であると認める場合にかぎり、当社と協議のうえ、新しい 契約内容に変更できるものとします。

32. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

33. 需給契約の廃止

- (1) 需給契約の廃止については、次のとおりといたします。
- イ お客さまが契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、満了日の 3 ヶ月前までに<mark>当社所定</mark> の書面にて申し出ていただきます。
- ロ お客さまが契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合(中途解約)は、廃止希望日の3ヶ月前までに当社所定の書面にて申し出ていただきます。
- ハ 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合(中途解約)は、<mark>原則として</mark>、廃止希望日の 3 ヶ 月前までにご連絡させて頂きます。

ご連絡させて頂きます。

- ニ 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給 を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、40(解約等)、47(契約の解除) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ <u>当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</u>
- ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 40(解約等)または47(契約の解除)によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に 需給契約は消滅するものといたします。

38. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

39. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

<u>お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、</u>当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

40. 解約等

- (1) 27(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、37(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

41. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

42. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における<u>消費税相当額</u>の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、 需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとしま す。この場合、<u>消費税相当額</u>を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出され た消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

- ニ 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、36(解約等)、43(契約の解除)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社の責めによらない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 36(解約等)または、43(契約の解除)によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

34. 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

35. 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36. 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、33(需給契約の廃止)によらず需給契約を解約することができます。
- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- ロ お客さまが電気料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
- ハ この需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
- (2) お客さまが、33(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

37. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

38. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

43. 料金単価の変更

当社は、託送約款の改定または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合、需給契約における新たな料金 単価を定めることができます。その場合、新たな料金単価、およびその適用開始日を書面その他の方法により、お客 さまに通知いたします。新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始日の15日前までに当社に対して需給 契約の廃止のお申し出をいただくことで、40.(解約等)の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。需給 契約の廃止のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、料金単価の変更をご承諾いただけたものとみなしま す。

VII 工事および工事費の負担金

44. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて送配電事業者から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

VⅢ 保 安

45. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適 当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異 状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) <u>お客さまが送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。</u>

IX 反社会的勢力との取引排除

46. 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力

39. 料金単価の変更

当社は、託送約款等の改定または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合、需給契約における新たな料金単価を定めることができます。その場合、新たな料金単価、およびその適用開始日を書面その他の方法により、お客さまに通知いたします。新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始日の15日前までに当社に対して需給契約の廃止のお申し出をいただくことで、33.(需給契約の廃止)の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。需給契約の廃止のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、料金単価の変更をご承諾いただけたものとみなします。

VII 工事費の負担金

40. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて送配電事業者から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。
- (3) お客さまから工事費負担金等相当額を申し受けた場合で、送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相 当額に係る精算を受けたときは、当社は、すみやかにお客さまと精算するものといたします。

Ⅷ保安

41. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者の電気工作物については、託送約款等 にもとづき、送配電事業者が保安の責任を負います。

IX 反社会的勢力との取引排除

42. 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- 【(3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力

の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。

(5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧 客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方お よび相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

47. 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、37(需給契約の廃止)によらず需給契約を解除することができま

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社 会的勢力」といいます。)であると判明した場合
- (2) お客さまが、46(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った
- した場合
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
- (6) 支払停止の状態に陥った場合
- (7) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
- (8) お客さまが電気料金を、支払期日を20日経過してなお支払わない場合
- (9) この需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から 生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

X その他

48. お客さま情報の共有

当社は、当社が必要と判断した場合、お客さまの電力使用実績等の情報をお客様の需給契約申込みを媒介または 取次した販売代理店と共有することがあります。

の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。

(5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧 客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方お よび相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

43. 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、33(需給契約の廃止)によらず需給契約を解除することができま

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社 会的勢力」といいます。)であると判明した場合
- (2) お客さまが、42(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った
- (4)お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求 ┃(4)お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求 した場合
 - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - (6) 支払停止の状態に陥った場合
 - (7) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

X その他

44. お客さま情報の共有

当社は、当社が必要と判断した場合、お客さまの電力使用実績等の情報をお客さまの需給契約申込みを媒介または 取次した販売代理店等と共有することがあります。

45. 守秘義務

需給契約の締結により知りえた情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務 運営上とくに必要な場合または、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求さ れた場合は、この限りではありません。

46. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

47. 管轄裁判所

需給契約およびその履行に関する訴訟については、別段の定めをしない限り、東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所といたします。

附 則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、2019年7月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別表

1. 供給区域

この需給約款は電力需要者の供給地点を供給区域とする<u>当該一般送配電事業者</u>ごとに次の地域に適用いたします。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、および運用する電線路を自らが維持し、および運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。)は除きます。

	1	
エリア	当該一般送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力株式会社	北海道(礼文島、利尻島、天売島、焼尻島お
		よび奥尻島を除きます。)
東北	東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、
		福島県、新潟県(山形県の飛島ならびに新潟
		県の佐渡島および粟島は除きます。)
東京	東京電力パワーグリッド	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、
	株式会社	東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川
		以東)
中部	中部電力株式会社	愛知県、岐阜県(一部地域を除きます。)、三
		重県(一部地域を除きます。)、静岡県(富士
		川以西)、長野県
北陸	北陸電力株式会社	富山県, 石川県, 福井県(一部を除きま
		す。)、岐阜県の一部
関西	関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山
		県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一
		部、岐阜県の一部、三重県の一部

附 則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別 表

1. 供給区域

この需給約款は電力需要者の供給地点を供給区域とする<mark>送配電事業者</mark>ごとに次の地域に適用いたします。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、および運用する電線路を自らが維持し、および運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。)は除きます。

エリア	送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力株式会社	北海道(礼文島、利尻島、天売島、焼尻島お
		よび奥尻島を除きます。)
東北	東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、
		福島県、新潟県(山形県の飛島ならびに新潟
		県の佐渡島および粟島は除きます。)
東京	東京電力パワーグリッド	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、
	株式会社	東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川
		以東)
中部	中部電力株式会社	愛知県、岐阜県(一部地域を除きます。)、三
		重県(一部地域を除きます。)、静岡県(富士
		川以西)、長野県
北陸	北陸電力株式会社	富山県, 石川県, 福井県(一部を除きま
		す。)、岐阜県の一部
関西	関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山
		県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一
		部、岐阜県の一部、三重県の一部

中国	中国電力株式会社	鳥取県、島根県(隠岐諸島[島後、中ノ島、西	
		ノ島、知夫里島〕を除きます。)、岡山県、広	
		島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県の	
		一部、香川県の一部、愛媛県の一部	
四国	四国電力株式会社	徳島県、高知県、香川県(一部を除きま	
		す。)、愛媛県(一部を除きます。)	
九州	九州電力株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、	
		宮崎県、鹿児島	

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<u>第十二条第二項</u>の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進 賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その 端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネ ルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。
 - ロ 再生可能エネルギー特別措置法<u>第17条第1項</u>の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法<u>第17条第3項</u>に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの<u>事務所</u>が再生可能エネルギー特別措置法<u>第17条第1項</u>の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法<u>第17条5項</u>もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

中国

四国

九州

中国電力株式会社

四国電力株式会社

九州電力株式会社

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

鳥取県、島根県(隠岐諸島[島後、中/島、西 ノ島、知夫里島]を除きます。)、岡山県、広 島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県の

一部、香川県の一部、愛媛県の一部

す。)、愛媛県(一部を除きます。)

宮崎県、鹿児島

徳島県、高知県、香川県(一部を除きま

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める 賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進 賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その 端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネ ルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。
 - ロ 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算

3. 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、<mark>貿易統計</mark>の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 α 、 β および γ は電力需要者の供給地点を供給区域とする <u>当該一般送配電事業者</u>ごとに次のとおりといたします。

エリア	α	β	γ
北海道	0.4699	_	0.7879
東北	0.1152	0.2714	0.7386
東京	0.1970	0.4435	0.2512
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.2303	_	1.1441
※関西(旧燃調)	0.2985	0.2884	0.4300
※関西(新燃調)	0.0332	0.3786	0.6231
関西(新新燃調)	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.1543	0.1322	0.9761
四国	0.2104	0.0541	1.0588
九州	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で 四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費 = (基準燃料価格-平均燃料価格) × 1,000 (2)の基準単価 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費 = (基準燃料価格-平均燃料価格) × 1,000 (2)の基準単価 1,000

基準燃料価格は電力需要者の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 $=A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 α 、 β および γ は電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア	α	β	γ
北海道	0.4699	ı	0.7879
東北	0.1152	0.2714	0.7386
東京	0.1970	0.4435	0.2512
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.2303	ı	1.1441
※関西(旧燃調)	0.2985	0.2884	0.4300
※関西(新燃調)	0.0332	0.3786	0.6231
関西(新新燃調)	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.1543	0.1322	0.9761
四国	0.2104	0.0541	1.0588
九州	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で 四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費 調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費 調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × <u>(2)の基準単価</u> 1,000

基準燃料価格は電力需要者の供給地点を供給区域とする<mark>送配電事業者</mark>ごとに次のとおりといたします。ただし、 平均燃料価格に上限のあるエリアにつきましては、平均燃料価格が上限を超えた場合は上限価格を適用いたしま ただし、平均燃料価格に上限のあるエリアにつきましては、平均燃料価格が上限を超えた場合は上限価格を適用いたします。

エリア	基準燃料価格	平均燃料価格の上限価格
北海道	37,200円	-
東北	31,400円	_
東京	44,200円	_
中部	45,900円	-
北陸	21,900円	_
※関西(旧燃調)	40,700円	-
※関西(新燃調)	25,500円	_
関西(新新燃調)	27,100円	
中国	26,000円	-
四国	26,000円	39,000円
九州	27,400円	_

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間 に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

TT 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1 月1 日から	その年の6月1日から
3 月3 1 日までの 期間	6月30日までの期間
毎年2月1日から	その年の7月1日から
4 月3 0 日までの 期間	7月31日までの期間
毎年3 月1 日から	その年の8月1日から
5 月3 1 日までの 期間	8月31日までの期間
毎年4 月1 日から	その年の9月1日から
6 月3 0 日までの期間	9月30日までの期間
毎年5 月1 日から	その年の10月1日から
7月31日までの期間	10月31日までの期間
毎年6 月1 日から	その年の11月1日から
8月31日までの期間	11月30日までの期間
毎年7月1日から	その年の12月1日から
9 月3 0 日までの期間	12月31日までの期間
毎年8 月1 日から	翌年の1月1日から
10月31日までの期間	1月31日までの期間
毎年9 月1 日から	翌年の2月1日から
1 1 月3 0 日までの期間	2月末日までの期間
毎年10月1日から	翌年の3月1日から
12月31日までの期間	3月31日までの期間
毎年1 1 月1 日から	翌年の4月1日から
翌年の1月31日までの期間	4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2	
月28日までの期間(翌年が	翌年の5月1日から
閏年となる場合は、翌年の	5月31日までの期間
2月29日までの期間)	
-	

す

エリア	基準燃料価格	平均燃料価格の上限価格
北海道	37,200円	-
東北	31,400円	_
東京	44,200円	_
中部	45,900円	-
北陸	21,900円	_
※関西(旧燃調)	40,700円	_
※関西(新燃調)	25,500円	_
関西(新新燃調)	27,100円	
中国	26,000円	_
四国	26,000円	39,000円
九州	27,400円	_

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間 に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。 なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から	その年の5月の計量日から
3月31日までの期間	6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から	その年の6月の計量日から
4月30日までの期間	7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から	その年の7月の計量日から
5月31日までの期間	8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から	その年の8月の計量日から
6月30日までの期間	9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から	その年の9月の計量日から
7月31日までの期間	10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から	その年の10月の計量日から
8月31日までの期間	11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から	その年の11月の計量日から
9月30日までの期間	12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の計量日から
10月31日までの期間	翌年の1月の計量日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点を供給区域とする<u>当該</u> 一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア		高圧	特別高圧
北海道	1キロワット時につき	18銭6厘	18銭0厘
東北	1キロワット時につき	21銭0厘	20銭2厘
東京	1キロワット時につき	22銭0厘	21銭7厘
中部	1キロワット時につき	21銭9厘	21銭6厘
北陸	1キロワット時につき	14銭9厘	14銭7厘
※関西(旧燃調)	1キロワット時につき	20銭3厘	20銭0厘
※関西(新燃調)	1キロワット時につき	18銭8厘	18銭6厘
関西(新新燃調)	1キロワット時につき	15銭6厘	15銭3厘
中国	1キロワット時につき	23銭0厘	22銭2厘
四国	1キロワット時につき	18銭5厘	17銭9厘
九州	1キロワット時につき	12銭7厘	12銭5厘

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
毎年9月1日から	翌年の1月の計量日から
11月30日までの期間	2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の計量日から
12月31日までの期間	3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の計量日から
の1月31日までの期間	4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年	
の2月28日までの期間	翌年の4月の計量日から
(翌年が閏年となる場	5月の計量日の前日までの期間
合は、翌年の2月29日	0/1 */同 重日*/刊日よく*/朔田
までの期間)	

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点を供給区域とする送配 電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア		高圧	特別高圧
北海道	1キロワット時につき	18銭9厘	18銭4厘
東北	1キロワット時につき	21銭3厘	20銭6厘
東京	1キロワット時につき	22銭4厘	22銭1厘
中部	1キロワット時につき	22銭3厘	22銭0厘
北陸	1キロワット時につき	15銭2厘	15銭0厘
※関西(旧燃調)	1キロワット時につき	20銭7厘	20銭4厘
※関西(新燃調)	1キロワット時につき	19銭1厘	18銭9厘
関西(新新燃調)	1キロワット時につき	15銭8厘	15銭6厘
中国	1キロワット時につき	23銭4厘	22銭7厘
四国	1キロワット時につき	18銭8厘	18銭3厘
九州	1キロワット時につき	13銭0厘	12銭8厘

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 $=A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 α 、 β および γ は電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア	α	β	γ
九州	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天 然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五 入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨 五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

(離島基準燃料価格-離島平均燃料価格) ×

(2)の基準単価

1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

(離島基準燃料価格-離島平均燃料価格) ×

(2)の基準単価

1,000

離島基準燃料価格は電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりといたします。ただし、離島平均燃料価格に上限のあるエリアにつきましては、離島平均燃料価格が上限を超えた場合は上限価格を適用いたします。

エリア	離島基準燃料価格	離島平均燃料価格の上限価格
九州	52,500円	78,800円

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島 平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価 は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対 応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

成的 17 47 96 47 47 48 47 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48	離島ユニバーサルサービス
離島平均燃料価格算定期間	調整単価適用期間
毎年1月1日から	その年の5月の計量日から
3月31日までの期間	6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から	その年の6月の計量日から
4月30日までの期間	7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から	その年の7月の計量日から
5月31日までの期間	8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から	その年の8月の計量日から
6月30日までの期間	9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から	その年の9月の計量日から
7月31日までの期間	10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から	その年の10月の計量日から
8月31日までの期間	11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から	その年の11月の計量日から
9月30日までの期間	12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の計量日から
10月31日までの期間	翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から	翌年の1月の計量日から
11月30日までの期間	2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の計量日から
12月31日までの期間	3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の計量日から
の1月31日までの期間	4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年	
の2月28日までの期間	羽左の4日の乳里口むさ
(翌年が閏年となる場	翌年の4月の計量日から
合は、翌年の2月29日	5月の計量日の前日までの期間
までの期間)	

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア		高圧•特別高圧
九州	1キロワット時につき	3厘

4. 特定休日

特定休日は、電力需要者の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア	特定休日
北海道	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
東北	1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、
	12月30日、12月31日
東京	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
中部	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
北陸	1月2日 、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
関西	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
中国	1月2日 、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
四国	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
九州	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日

Evergreen Marketing Co., Ltd.

Ver.01

5. 特定休日

特定休日は、電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

エリア	特定休日
北海道	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
東北	1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、
	12月30日、12月31日
東京	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
中部	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
北陸	1月2日 、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
関西	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
中国	1月2日 、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
四国	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日
九州	1月2日 、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31
	日

Evergreen Marketing Co., Ltd.

Ver.02